〔退職給付関係〕

⑴　採用している退職給付制度の概要

当センターは、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。

⑵　退職給付債務に関する事項　（単位：円）

| | |
|---|---|
| イ　退職給付債務 | △ 860,747,465 |
| ロ　年金資産 | 264,272,503 |
| ハ　未積立退職給付債務（イ＋ロ） | △ 596,474,962 |
| ニ　未認識数理計算上の差異 | 304,006,472 |
| ホ　貸借対照表計上額（ハ＋ニ） | △ 292,468,490 |
| ヘ　退職給付引当金 | △ 292,468,490 |

⑶　退職給付費用に関する事項　（単位：円）

| | |
|---|---|
| イ　勤務費用 | 38,956,839 |
| ロ　利息費用 | 11,644,272 |
| ハ　期待運用収益 | △ 10,265,402 |
| ニ　職員の勘定間の異動による処理額 | 2,010,661 |
| ホ　数理計算上の差異の費用処理額 | 24,059,247 |
| ヘ　退職給付費用 | 66,405,617 |

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|---|---|
| イ　退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ　割引率 | 1.4% |
| ハ　期待運用収益率 | 4.8% |
| ニ　数理計算上の差異の処理年数 | |
| （発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で、主としてそれぞれ発生時の翌会計年度から定額法により償却する。） | 13年 |

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する本部及び各施設における、フロン回収・破壊法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源設備等、並びに石綿障害予防規則に基づく建物の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３年～15年と見積もり、割引率0.626%～1.854%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

| 期首残高 | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | その他増減額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| 41,978,432 | — | 542,448 | △ 13,448,184 | 29,072,696 |

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター及び国立登山研修所の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター及び国立登山研修所における事業の撤退及び施設の移転は第３期中期目標（平成25年４月から平成30年３月）や第３期中期計画（平成25年４月から平成30年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、文部科学省を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、文部科学省及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等関係〕

| 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要 | | 不要財産となった理由 | | 国庫納付等の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 建物、土地<br>習志野宿舎<br>帳簿価額（取得時）：122,291,426円<br>帳簿価額（納付時）：97,400,004円 | | 老朽化及び通勤の利便性の観点から、入居者がおらず、遊休状態であったことから、平成18年度決算において減損を認識した。<br>その後、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、売却に向けて一般競争入札を行ったが、応札者がいなかったため、国庫納付することとなった。 | | 現物納付 |
| 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額 | 国庫納付等にあたり譲渡収入より控除した費用の額 | 国庫納付等の額 | 国庫納付等が行われた年月日 | 減資額 |
| — | — | 97,400,004円 | 平成24年12月25日 | 122,291,426円 |

| 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要 | 不要財産となった理由 | 国庫納付等の方法 |
|---|---|---|
| 建物、構築物、土地<br>所沢宿舎<br>帳簿価額（取得時）：79,945,493円<br>帳簿価額（納付時）：61,200,002円 | 老朽化及び通勤の利便性の観点から、入居者がおらず、遊休状態であったことから、平成18年度決算において減損を認識した。<br>その後、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、売却に向けて一般競争入札を行ったが、応札者がいなかったため、国庫納付することとなった。 | 現物納付 |